



Norihiro Kanno
菅野 純紘 さん (仁井田)
本宮市人権擁護委員

人権擁護委員の役割の一つとして、人権とはど

ういうものかを伝える「啓発」活動があります。

まず、「人権の花運動」では、全小中学校に花の苗を届け、子どもたちが花を手入れすることを通して、思いやりの心を培ってもらいたいという願いが込められています。

また、小学校からの要請で人権教室を開き、「いじめを許さない気持ち」や「思いやりの心」といったテーマで子どもと一緒に人権について考える授業も行っています。

その他にも、FMモットコの番組に出演したり、ふれあいサロンで講演をしたりしています。そうした啓発活動で一番伝えたいのは、「違い

を認め合う心」です。

違いといえば、人によってもっている能力の違い、障がいの有無の違い、あるいは日本人と外国人との違いなどがあります。違いのあることに偏見を持たず、認め合うことが大切です。偏見を持つことは、差別へとつながりかねません。

そこで、人権教室では、「違いがあつてはいけないことはなんだろうか」、「自分が相手の立場だったらどう思うか」といったことを子どもたちと問いかけ、考えてもらうことで、早くから「違いがあつてもいいんだ!」と思える心を育んでほしいと願い活動をしています。

「違いを認めあう心」を大切に。

悩む人へ解決への道案内を。



Masako Shimizu
清水 マサ子 さん (本宮)
本宮市人権擁護委員
福島県連子ども人権委員会委員

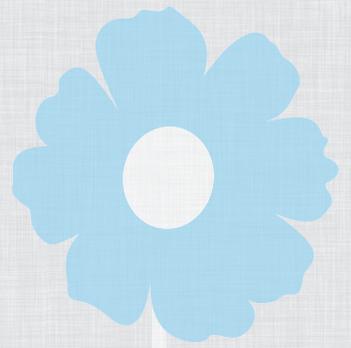
平 成10年に人権擁護委員を委嘱されてから18年間活動しています。この活動に「慣れた」ということはないと感じています。相談してくる一人一人が違った悩みを抱え、違った環境に置かれています。

私たちが人権擁護委員は、法的なことではできませんし、立ち入れる範囲が決まっています。そのため時には、「本当はもっとこの人の役に立ちたいのに」「もっと違う方法があったんじゃないか」と歯がゆい思いをすることもあります。しかし、最近思うのは、私たちがだけでは解決できない問題も多くあるということです。どんな相談にも今は、専門の機関があります。私たちは、

その人の悩みと向き合い、どうすれば問題を解決できるかを考え、解決への正しい道案内をすることが出来ます。地域の中で、相談者と専門機関をつなぐ中間に立つ人が人権擁護委員なんだと思います。

また、最近はSOSミニレターという、学校へも家族へも相談できない子どもたちからの悩みの手紙に返事を書いています。県全体で年間300通近く届くこのお手紙に、私たち人権擁護委員は1通1通真剣に答えています。

電話や面談、お手紙などで寄せられるさまざまな悩みの相談に答えていくことで、より思いやりのある社会になってほしいと願っています。



近年、日本には「いじめ」や「虐待」に苦しんでいる子、「職場などでのさまざまなハラスメント」に苦しんでいる人がたくさんいます。そうした中には、誰にも相談できず、一人で悩み、抱え込んでいる人もいます。人権擁護委員は、悩みに寄り添い、解決へのお手伝いをします。電話や面談など自分が相談しやすい方法で、話をすることができます。どうぞ、一人で悩まず、話してみませんか。

また、お互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、ともに幸せに暮らせる社会を築いていくためには、人権擁護委員の活動だけではなく、私たち一人一人が人権について考え、個性を認め合うことが大切です。まずは、僕から、私から、心に「思いやりの種」をまきませんか。



一人で悩まず、相談してみませんか

特設人権相談

本宮市では12月4日から10日までの人権週間にあわせ特設人権相談会を開設します。予約は不要で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

時 12月6日(火)

午前10時から午後3時

場 中央公民館と白沢公民館

問 福島地方法務局 人権擁護課

☎ 024-534-1994

生活環境課 地域交流係 ☎ 24-5361

電話相談

みんなの人権
110番 ☎ 0570-003-110

子どもの人権
110番 ☎ 0120-007-110

女性の人権
ホットライン ☎ 0570-070-810

SOS-eメール

インターネットを利用してパソコンや携帯電話からも相談できます。

パソコン：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話：<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>